(外交防衛委員会)

防 衛 省 の 職 員 の 給与 等 に 関 する 法 律 .. の 一 部を改す 正する法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第一 号)(衆議院送 付

要旨

本 法 律 案 は、 般 職 の 玉 家 公務 員 の例に 準じて、 防衛省 職 員 の 俸 給 月額等を改定するとともに、 任 用 期 間

を 定 め て 任 用さ れ て い る 自 衛 官 の 退 職 手当 の 算 定 の 方 法 を 改 正 しようとするも の であ ij そ の 主 な 内 容 は 次

のとおりである。

自 衛 隊 教 官 俸 給 表及び 自 衛 官 俸 給 表 の 俸 給 月 額 を 般 職 の 玉 家 公 務 員 の 例 に 準じ て 引 き上 げ

防 衛 大 学 校 及 び 防 衛 医 科 大学 校 の学 生 以下「 学 生 ح 11 . う。) に支給する学生手当の 月額 を十万 八千

三百円(現行十万六千六百円)に引き上げる。

学生に 支給する十二月期 の 期 末手当の支給割合を百分の百八十 $\overline{}$ 現行百分の百七十五)に引き上げ .. る。

四 任 用 期 間 を定めて任用されて い る自衛官が育児休業等により 勤 務 しな ١J 期 間 のある場合につい て、 退職

手当の除算規定を設ける。

ゼ 防 衛省 の職 員に対し 新 たに適用する俸給表として、 専門スタッフ職俸給表を新設し、 同表の 適用を受け

る職員に対して支給する手当として、専門スタッフ職調整手当を新設する。

六、本法律は、 公布の日から施行する。 ただし、四については平成二十年一月一日から、 五については同年

四 月 一 日から施行する。 また、一及び二については平成十九年四月一日から適用する。